



社会福祉法人カルスト会 役員・評議員名簿

令和5年6月19日現在

役 職	氏 名	就任年月日	備 考
理事長	熊岡 健	R5.6.19	就任
理 事	空岡 則明	〃	重任
〃	岡田 量	〃	〃
〃	岩崎 悦子	〃	〃
〃	掛橋健一郎	〃	〃
〃	川上 博明	〃	就任
監 事	西村 建雄	〃	重任
〃	下村 昌彦	〃	就任
評議員	西村 正義	R3.6.17	重任
〃	松山 榮喜	〃	〃
〃	中越 計清	〃	〃
〃	宮本 友和	〃	〃
〃	中平 節子	〃	〃
〃	沖田 佳久	〃	〃
〃	中越 祥恵	R4.6.9	就任

役員等報酬及び費用弁償等に関する規則

(最近改正 令和7年3月28日改正)

(目的)

第1条 この規則は、定款第8条及び定款第21条に規定する、役員及び法人の業務に出務した者等（以下「役員等」という。）の報酬、費用弁償及び旅費の額並びにその支給方法について定める。

(報酬)

第2条 役員等には、その出務について表1の報酬を支給する。

ただし、法人の職員として給与を受ける理事には報酬を支給しない。

- 2 理事長及び理事の報酬は、給与規則第11条第1項に定めた日において支給し、その他の役員等には、原則として出務の都度支給するものとする。
- 3 理事長の報酬は、月の中途における就任、退任、又は解任があった場合、その月の出務日数を基礎として、出務した日数の日割りによって計算した額とする。
- 4 常勤の理事長が法人運営の管理職を兼務する場合は、管理職手当相当額として報酬の5%の額を上限に、報酬に加算して支給する。
- 5 第3項の規定にかかわらず、理事長が任期満了、又は死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 6 理事長を除く理事の報酬は、月の中途における就任、退任、又は解任があった場合、本条第1項に規定する額とする。
- 7 報酬の計算額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り上げるものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、町内で出務したときは、その都度表2に定める費用弁償を支給する。ただし、第2条第1項但し書きに該当する理事、及び第2条で報酬が月額で支給される理事には、費用弁償は支給しない。

(旅費)

第4条 役員等が用務のため旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の額及びその支給方法は、職員等旅費規則の規程に準ずる。

(見舞い・香典及び弔電)

第5条 見舞い金、香典及び弔電について表3のとおりとする。

- 2 役員に準ずる者及び当法人と特別な関係にある者について、理事長が特に必要と認めた場合には、前項の規程を準用する。

(退任慰労金)

第6条 退任慰労金は、役員として円満に出務し、かつ、任期の満了、辞任または死亡により退任（解任を除く）した者に表4に定める額を支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

- (1) 在職期間に6月以上の端数がある場合は、その期間は1年とする。
- (2) 職員で役員を務めた期間は、在職期間から除くものとする。

(3) 支給額について、理事長及び役員の在職期間がある場合は、それぞれの在職期間に基づき計算した額とする。

附 則 (平成 29 年 6 月 23 日一部改正)

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 31 年 3 月 11 日一部改正)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 4 年 3 月 28 日一部改正)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 5 年 6 月 19 日一部改正)

この規則は、令和 5 年 6 月 1 日に遡及して適用する。

附 則 (令和 7 年 3 月 28 日一部改正)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

表 1

区 分	金 額		金 額	
	年額	常勤 8,000,000 円	月額	非常勤 290,000 円
理 事 長				
理 事		月額	22,000 円	
監 事		日額	17,000 円	
評 議 員 選任解任委員		日額	15,000 円	
相談員・その他		日額	10,000 円	

表 2

区 分	金 額
宿 泊 料	カルスト会「職員等旅費規則」による
車 賃	〃
そ の 他	出務に関わる費用で理事長が必要と認めたもの

表 3

	項 目	見 舞	香 典	花 環 10,000 円相当	弔 電
1	理事・監事	10,000 円	10,000 円	有	有
2	評 議 員	—	10,000 円	有	有
3	元理事・監事	—	10,000 円	—	有

表 4

役 員	常 勤	非常勤
理 事 長	報酬月額×0.5×在職年数	報酬月額×0.2×在職年数
役 員		20,000 円×在職年数

